

入札公告

令和8年度における香川県中讃保健福祉事務所庁舎清掃保守点検業務の委託契約について、一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年3月6日

香川県中讃保健福祉事務所長 藤井 祥子

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

香川県中讃保健福祉事務所庁舎清掃保守点検等業務

(2) 委託業務の内容

仕様書による。

(3) 委託業務の実施場所

香川県丸亀市土器町東八丁目526番地

香川県中讃保健福祉事務所

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

なお、落札決定に当たっては、最低制限価格を設定する。

(※別添「清掃業務委託契約及び警備業務委託契約に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について」を参照すること。)

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和8年3月26日午後2時30分までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：chusanhoken@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和8年3月6日から令和8年3月13日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時)

郵便番号 763-0082

香川県丸亀市土器町東八丁目 526 番地

香川県中讃保健福祉事務所 生活福祉総務課 経理担当

電話番号 0877-24-9960

なお、香川県ホームページ(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>)においても閲覧に供する。

5 契約の内容に関する質問の受付

本入札に関する質問がある場合は、令和8年3月13日午後5時まで(必着)に4に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、令和8年3月19日から令和8年3月23日までの間(午前8時30分から午後5時15分まで)、4に示した場所において閲覧に供するとともに、香川県ホームページ(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>)で公開する。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和8年3月26日 午後2時30分

(2) 開札の日時

令和8年3月27日 午前10時30分

(3) 開札の場所

香川県中讃保健福祉事務所 生活福祉総務課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否

否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年3月19日午後2時までに入札(契約)保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

(3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次

に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

- ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 香川県内に主たる営業所（本社・本店）を有する者であること。
 - (6) 空気調和設備、給排水設備、防災・消火設備等の保守点検業務を行うものであるため、緊急時に30分以内に対応ができるように、香川県中讃保健福祉事務所の近くに支店、営業所等を有していること。
 - (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号により香川県知事の登録を受けている者であること（建築物環境衛生総合管理業）。
 - (8) 社会保険等（労働保険、健康保険、厚生年金保険）に加入していること（加入義務のない者を除く。）。
 - (9) 当該業務に係る建築物に専任又は兼任することのできる建築物環境衛生管理技術者を有する者であること。
 - (10) 令和3年4月1日以降に、国の行政機関等又は地方公共団体の施設で、同等の施設（清掃対象延べ床面積3,000㎡以上のものに限る）における清掃業務受託実績が通算2年以上あり、受託期間中、適正に業務を履行した者であること。

10 入札者に要求される事項

- (1) 入札参加者は、9の(1)及び(5)から(10)までの要件を満たすことを証明する書類を休日を除く令和8年3月19日午後2時までに、4に示した場所に提出（郵送の場合は、令和8年3月18日午後5時までに必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、当該書類提出前に、電子入札システム上にて一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。（電子申請）

提出された書類等を確認、審査した結果、当該業務を適切かつ確実に遂行することができると認められた者に限り入札に参加できるものとし、令和8年3月23日午後5時までに電子入札システムにより通知する。

- (2) 入札参加資格確認資料

○入札参加資格確認申請書

○会社情報（会社所在地（香川県内の本社又は本店）、商号又は名称、代表者名、代表電話番号、担当者名、担当者連絡先（常駐事務所の住所、電話番号）、令和5年4月1日以降における行政指導等処分の有無（清掃関係法令、労働関係法令、入札・契約関係など）

○香川県内に有する主たる営業所（本社、本店）の写真と図（①②どちらも必要）

① 主たる営業所（本社、本店）の写真（全景・内部どちらも必要）

- ・建物の全景（テナントビルの場合は、建物入口付近及び入居企業の案内板）
- ・屋外看板や郵便ポストなど当該営業所の営業実態が確認できるもの
- ・主たる営業所の内部（事務机、電話、FAX、パソコン、プリンターなどの事務備品及び書類の保管状況が確認できるもの）

② 主たる営業所（本社、本店）付近の略図※営業所訪問ができる程度に詳細なもの

○業務責任者（氏名、経験年数、担当した建物とその従事年数、取得資格（ビルクリーニング技能士などの清掃関連資格が確認できる書類の写し及び雇用関係を証する公的書類

の写し))

○社会保険等への加入が確認できる資料（①②どちらも必要）

① 労働保険に加入していることがわかる公的書類の写し（直近の支払がわかるもので、次に例示するいずれか一つ）

（例）

- ・労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書（領収印があるもの）
- ・納付書（領収印があるもの）
- ・領収証書（領収印があるもの）
- ・口座振替結果のお知らせ（申請者名が入っている部分を含む）
- ・労働保険事務組合が発行した納入告知書・計算書及び領収書
- ・労働保険料等納入証明書 等

② 健康保険及び厚生年金保険に加入していることがわかる公的書類の写し（直近の支払がわかるもので、次に例示するいずれか一つ）

（例）

- ・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
- ・納入告知書 納付書・領収書（領収印があるもの）
- ・社会保険料納入確認書 等

※①②について加入義務がない場合は、加入義務がないことについての申立書（別添様式を使用すること）

○組織体制（本業務に対応する県内事務所（本支店、営業所等）の名称、所在地及び体制（常駐従業員の人数）並びに緊急時に対応できる時間）

○役員一覧

○清掃業務受託実績（対象建物、対象延べ床面積、受託期間、契約担当部署の名称及び連絡先。ただし、令和3年4月1日以降の受託実績に限る。）

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項に掲げる事業について香川県知事の登録を受けていることが確認できる書類（建築物環境衛生総合管理業登録証明書）の写し

○建築物環境衛生管理技術者の資格を有することが確認できる書類の写し

（3）入札参加資格確認申請期間（電子申請及び書類提出）

令和8年3月6日から令和8年3月19日午後2時まで（必着）

（書類の提出は休日を除き、かつ午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時までの時間帯に限る。ただし、3月19日は午後2時をもって電子申請及び書類提出の最終期限とする。）

（4）提出書類の確認と資格確認の相違

入札参加資格の有無については、提出された書類の内容を精査して判断することになり、書類を受理したことのみをもって参加資格を確認したことにはならないので注意すること。参加資格の有無の最終的な判断は、電子入札システムにより通知するものとする。

なお、提出された書類は返却しない。また、提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 再入札

開札をした場合において、競争入札参加者の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が無いときは、再度の入札を行う。

再入札の入札期間及び開札日時については、再入札の実施が決定した後、電子入札システムにより、競争入札参加者に別途通知する。

なお、最低制限価格未満の価格をもって入札を行った入札者は再度の入札に参加することができない。

14 落札者の決定方法

規則第 147 条第 1 項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った入札者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、最低制限価格未満の価格をもって入札を行った入札者は再度の入札に参加することができない。また、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

15 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から 5 日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

16 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

17 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 入札参加資格の確認のため、関係機関に照会する場合がある。
- (3) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。
- (4) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和 8 年 4 月 1 日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が発生する。